

事 件 番 号	令和2年（行ケ）第10136号	言 渡 日	令和3年6月16日
事 件 名	審決取消請求事件		
裁 判 所	知的財産高等裁判所第3部		
原 告	株式会社松風	訴訟代理人弁護士	西浦嗣晴 外1名
被 告	特許庁長官	指 定 代 理 人	内藤弘樹 外2名
意匠に係る物品	ホルダー付き歯科用ブロック		
関 連 条 文	意匠法3条2項		
主 文	原告の請求を棄却する		
判 決 要 旨	1 本願意匠の創作容易性の検討 本願部分は、引用意匠1のシャフト部及びフランジ部の凹陷の位置を、引用意匠2にみられるように左側面視12時、3時、6時の位置としたのにすぎないから、本願意匠は、当業者が公然知られた形態をほとんどそのままか、あるいは、ありふれた手法によって改変した程度のものであり、また、それによって新たな美観を生み出したといった事情も認められないから、容易に創作し得たといえる。 これと同旨の審決の判断に誤りはない。 2 原告の主張について 別掲4の多数の登録意匠のうち、出願人及び登録日を同じくする複数の意匠は、互いに部分意匠や関連意匠の関係にある可能性が高く、その場合は形状の差異がわずかであっても登録されているのは当然のことにすぎないから、原告の分析は、その前提に問題があるといわざるを得ない。		

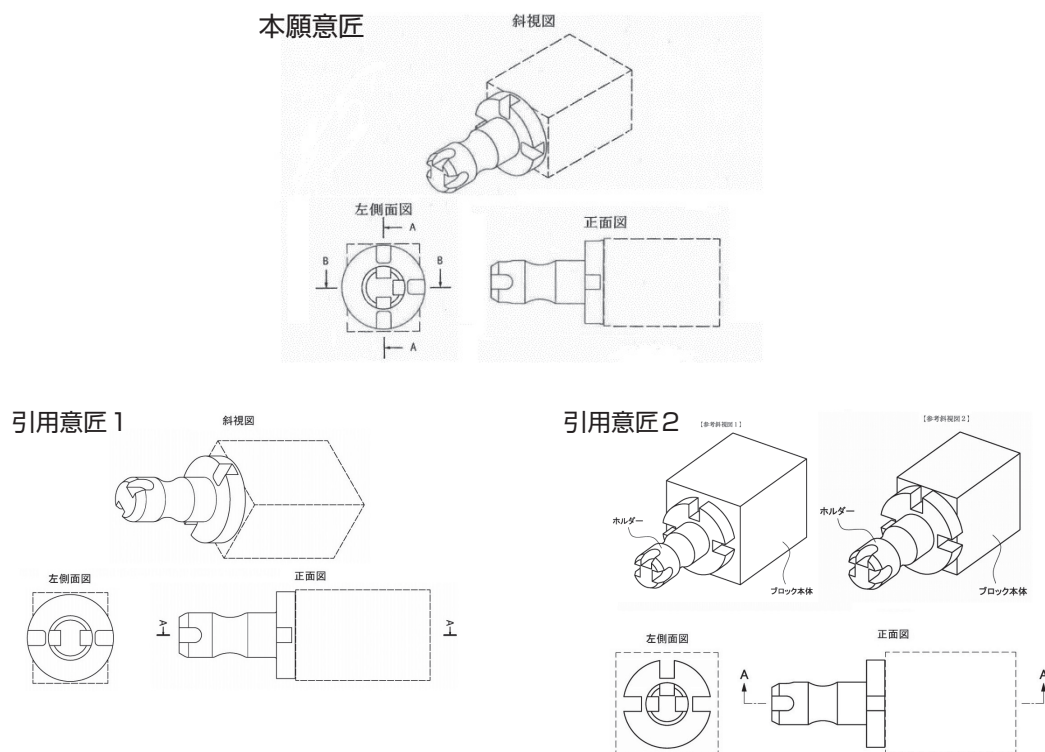
事案の概要

本件は、拒絶査定不服審判請求（不服2020－2827号事件）を不成立とした審決取消訴訟である。争点は、本願意匠の創作容易性の判断（意匠法第3条第2項）である。

1. 特許庁における手続の経緯

- （1）原告は、令和元年（2019年）5月30日、意匠に係る物品を「ホルダー付き歯科用ブロック」とし、意匠の形態を別紙1のとおりとする意匠（以下「本願意匠」という。）について、意匠登録出願（意願2019－11883号。以下「本願」という。）をした。本願意匠において意匠登録を受けようとする部分（以下「本願部分」という。）は、別紙第1の図面に実線で表した部分であり、破線で表した部分は、意匠を主張しない部分である。
- 原告は、拒絶査定を受けたので、拒絶査定不服審判（不服2020－2827号）を請求した。
- 令和2年10月14日付けで別紙審決書写しのとおり請求不成立の審決がなされ、その謄本は、同月30日、原告に送達された。

(2) 原告は、令和 2 年 11 月 27 日、本件審決の取消しを求める本件訴訟を提起した。



当時者の主張

1. 原告の主張（審決取消事由）

(1) 本願物品の需要者は、使用する切削加工機の治具でホルダー部を保持でき、使用する切削加工機の工具でブロック部を加工できる、という前提条件を満たす物品を選ぶことになる。本願分野において意匠の創作に携わる当業者は、この前提条件を満たした上で創作をするため、その創作の程度は、他の分野における意匠と比べて決して高いものにはならず、意匠の類似範囲は必然的に狭くなる。本願分野では、このような状況であっても、他社の製品の意匠と区別できる意匠を創作して意匠登録を受けることにより、製品間の混同を防止している事実がある。

そして、本願物品のように、わずかな相違点であっても、各意匠が非類似であると判断されて意匠登録される分野において、創作容易性の判断を画一的に行ってしまうと、

後願の意匠出願のほとんどが創作容易を理由として意匠登録を受けることができない状況が生じる。しかしながら、類似範囲が狭い意匠の物品分野においても、「意匠の創作を奨励」することが意匠法の目的に沿うのであるから、このように類似範囲が狭い意匠であることを考慮せずに、一律に意匠の創作の容易性を判断することは、意匠法の目的に反する。

審決はこの点を考慮しないで創作容易性の判断を行っており、誤りである。

- (2) ある物品の分野において既登録意匠が多く、しかも各既登録意匠が「非類似になる意匠上の要素」が細部の相違にならざるを得ない場合、すなわち意匠の類似範囲が狭い場合には、複数の既登録意匠の類似範囲の隙間を見つけて「非模倣の形態を探索する行為」が意匠の創作の中心になる場合が多い。意匠出願をする際に、既登録意匠の調査をする行為は、まさに「非模倣の形態を探索する行為」の前提である。

このような状況にある物品の分野の意匠の創作性の判断に、本件審決と同様に、画一的に意匠審査基準を適用してしまうと、理論的には別掲2の図のような状況になって後願の意匠出願は意匠登録を受けられなくなってしまう事態が発生する。このような事態の発生は、「他社の物品の形態を模倣するものではなく、健全な産業の発展に支障を来すことがない美感を有する形態（意匠）を探索する」ための創作意欲を削ぐことになり、意匠法の目的である、「意匠の保護及び利用を図ることにより、意匠の創作を奨励し、もって産業の発達に寄与すること」に反する状況を作り出すことになる。

- (3) 本願分野においては、ホルダー部の形状のわずかな相違であっても、その相違は、「意匠が非類似になる意匠上の要素」と判断され、多くの意匠登録がなされた結果、「ホルダー付き歯科用ブロック」の意匠の類似範囲はかなり狭いものになっている。

本願分野の意匠の登録例（別掲4）をみると、次の各要素のうち、少なくとも一つの「意匠が非類似になる意匠上の要素」があれば、非類似の意匠となり、しかも創作非容易と認められている。

要素1：フランジの溝の数の相違

要素2：フランジの溝の位置の相違

要素3：フランジの溝の輪郭形状の相違

要素4：フランジの溝の底の有無の相違

要素5：軸部の溝の数と、フランジの溝との位置関係の相違

要素6：軸部の形状の相違

要素7：フランジ部の外観の相違

- (4) 前述のとおり、本願分野においては、既登録意匠の類似範囲の隙間を見つけて「非模倣の形態を探索する行為」が、当業者の意匠の創作の中心になっている。このような状況にある本願物品の意匠の創作性の判断に、審決と同様に、画一的な意匠審査基準を適用すると、理論的には別掲2の図のような状況になって後願の意匠出願は意匠登録を受けられなくなってしまう。このような事態の発生は、「他社の物品の形態を模倣するものではなく、健全な産業の発展に支障を来すことがない美感を有する形態（意匠）を探索する」ための創作意欲を削ぐことになり、意匠法の目的である、「意匠の保護及び

利用を図ることにより、意匠の創作を奨励し、もって産業の発達に寄与すること」に反する状況を作り出すことになる。

審決の判断は、意匠の創作容易性の審査基準を越えて、発明の進歩性の判断基準のように、「二つの公知文献にそれぞれ記載された要素を組み合わせることは当業者に容易である」としているのに等しい。このような判断が是認されると、既登録意匠が多く、しかも各既登録意匠が「非類似になる意匠上の要素」が細部の相違にならざるを得ない物品の意匠の分野において、創作性の判断が後願の意匠出願が意匠登録を受けるのを著しく阻害するという重大な悪影響を与えることになる。

2. 被告の主張

(1) 原告は、本願分野のように、意匠の類似範囲が狭い分野においては、産業の発達に支障を来さないために、新規性を有する意匠には、その分野の実情に応じた創作容易性の判断を行わなければならないから、単純に一般的な審査基準を適用すべきではないような主張をしている。

しかし、新規性（意匠法3条1項）の判断は、意匠登録出願された意匠と同一又は類似の物品に係る公知意匠の範囲において、需要者の視点からみた美感の類否を判断するものであるのに対し、創作容易性（同法3条2項）の判断は、物品の同一又は類似を問わず、公知の意匠やモチーフの範囲において、当業者の視点からみた着想の新しさや獨創性を判断するものであるから、この2つの規定の判断主体や判断手法は全く異なるものである。

また、本件分野における意匠創作の実情について、他の物品の分野にはない特段の実情は見当たらないし、特定の分野のみにおいて意匠の類似範囲を参酌して創作性の判断を変更するような審査を行うことは、意匠審査の的確性と公平性を毀損し、ひいては意匠制度を利用するユーザーに対する信用をも低下させる行為である。

原告は、新規性の判断と創作容易性の判断について、原告独自の発想に基づく主張を縷々述べる中で、別掲1～3の概略図を用いて、類似範囲の外側に創作容易な範囲が存在するかのよう説明をしているが、これは、原告独自の主観に基づく誤った解釈である。

(2) 原告は、本願意匠は、創作の自由度の低い本件分野において、既登録意匠の類似範囲の隙間を見つけて非模倣の形態を探索した結果創作されたものであるから、意匠法の目的が「意匠の保護及び利用を図ることにより、意匠の創作を奨励し、もって産業の発達に寄与すること」にあることに照らして、創作性が認められるべき旨主張する。しかし、本願意匠の形態は、引用意匠1の形態を基にして、シャフト部及びフランジ部の凹陷の位置を、引用意匠2に見られるように、先端から見て12時、3時、6時の位置としたまでにすぎないものであって、公然知られた形態をほとんどそのままか、あるいは、ありふれた手法によって改変を施した程度のものというほかない。また、本願意匠の属する物品の分野は、他の分野の意匠と比べて、創作の自由度が低いとはいえない。

(3) したがって、原告の主張は当を得ないものであり、審決の判断に違法はない。

1. 本願意匠の認定

(1) 意匠に係る物品（本願物品）

本願物品は、人工歯を作成するための材料（ブロック）及び専用の切削機器に装着するためのホルダーを設けた「ホルダー付き歯科用ブロック」である。

(2) 本願部分の用途及び機能並びに位置、大きさ及び範囲用途及び機能は、ブロックの加工に際し切削機器に取り付けるためのホルダーであって、位置、大きさ及び範囲は、全体のうち正面視中央から左側の約半分を占める。

(3) 本願部分の形態

全体は、略円柱状のシャフト（以下「シャフト部」という。）と略円板状のフランジ（以下「フランジ部」という。）からなり、水平に配置したシャフト部の末端がフランジ部の面中央に直交している。

シャフト部の径と長さの比率は、約 1 : 2.2 で、フランジ部の径と長さ（厚み）の比率は、約 4.6 : 1 で、シャフト部とフランジ部の径の比率は、約 1 : 1.9、長さの比率は、約 5.5 : 1 である。

シャフト部は、先端の周縁をテーパ状に面取りし、左側面視 12 時、3 時、6 時の位置に略矩形の凹陷を 3 つ設け、周側面を横に 3 等分した真ん中を周方向に端面視略さじ面状に切り欠いて円環状の浅溝を形成している。

フランジ部は、シャフト部の凹陷と同じ配置（左側面視 12 時、3 時、6 時の位置）に、フランジ部の右端近くまで切り欠いた略矩形の凹陷を 3 つ設けている。

2. 引用意匠 1 の認定

(1) 意匠に係る物品

本願物品と同じく「ホルダー付き歯科用ブロック」である。

(2) 本願部分に相当する部分の形態

全体は、略円柱状のシャフト部と略円板状のフランジ部からなるものであって、水平に配置したシャフト部の末端をフランジ部の面中央に直交したものである。

シャフト部の径と長さの比率は、約 1 : 2.2 で、フランジ部の径と長さ（厚み）の比率は、約 4.6 : 1 で、シャフト部とフランジ部の径の比率は、約 1 : 1.9、長さの比率は、約 5.5 : 1 である。

シャフト部は、先端の周縁をテーパ状に面取りし、左側面視 3 時と 9 時の位置に略矩形の凹陷を 2 つ設け、周側面を横に 3 等分した真ん中を周方向に端面視略さじ面状に切り欠いて円環状の浅溝を形成している。

フランジ部は、シャフト部の凹陷と同じ配置（左側面視 3 時と 9 時の位置）に、フランジ部の右端近くまで切り欠いた略矩形の凹陷を 2 つ設けている。

3. 引用意匠2の認定

(1) 意匠に係る物品

本願物品と同じく「ホルダー付き歯科用ブロック」である。

(2) 本願部分に相当する部分の形態（別紙第1の本願意匠の図の向きに合わせて、別紙第3の左側面図の向きを右に90度回転して認定する。）

全体は、略円柱状のシャフト部と略円板状のフランジ部からなるものであって、水平に配置したシャフト部の末端をフランジ部の面中央に直交したものである。

シャフト部の径と長さの比率は、約1:2.3で、フランジ部の径と長さ（厚み）の比率は、約4.6:1で、シャフト部とフランジ部の径の比率は、約1:2.1、長さの比率は、約5:1である。

シャフト部は、先端の周縁をテーパ状に面取りし、左側面視12時、3時、6時の位置に略矩形状の凹陷を3つ設け、周側面を横に3等分した真ん中を周方向に端面視略さじ面状に切り欠いて円環状の浅溝を形成している。

フランジ部は、シャフト部の凹陷と同じ配置（左側面視12時、3時、6時の位置）を、それぞれ略矩形状に切り欠いている。

4. 本願意匠の創作容易性の検討

(1) 「ホルダー付き歯科用ブロック」の分野において、ホルダーを、水平に配置した略円柱状のシャフト部の末端を略円板状のフランジ部の面中央に直交させたものとし、シャフト部先端の周縁をテーパ状に面取りし、左側面視3時と9時の位置に略矩形状の凹陷を2つ設け、周側面を横に3等分した真ん中を周方向に端面視略さじ面状に切り欠いて円環状の浅溝を形成し、フランジ部はシャフト部の凹陷と同じ配置（左側面視3時と9時の位置）に、フランジ部の右端近くまで切り欠いた略矩形状の凹陷を2つ設けたものが、本願出願前から公然知られており（引用意匠1）、また、シャフト部の凹陷を左側面視12時、3時、6時の位置としフランジ部も同じ位置で切り欠いたものも、本願出願前から公然知られていた（引用意匠2）。

そうすると、本願部分は、引用意匠1のシャフト部及びフランジ部の凹陷の位置を、引用意匠2にみられるように左側面視12時、3時、6時の位置としたのにすぎないから、本願意匠は、当業者が公然知られた形態をほとんどそのままか、あるいは、ありふれた手法によって改変した程度のものであり、また、それによって新たな美観を生み出したといった事情も認められないから、容易に創作し得たといえる。

これと同旨の審決の判断に誤りはない。

5. 原告の主張について

(1) 原告は、自ら作成した別掲1～3の図を用いるなどして、本願分野のように意匠の類似範囲が狭い分野においては、形状のわずかな相違であっても、その中に少なくとも一つの「意匠が非類似になる意匠上の要素」があれば、非類似の意匠となり、しかも創作非容易と認められるべきである旨を主張する。

しかしながら、意匠法3条1項3号における類否の判断は、出願された意匠と類似する意匠とが、出願意匠に係る物品と同一又は類似の物品につき一般需要者に対して出願意匠と類似の美感を生じさせるかどうかを基準としてなされるべきであるのに対し、同法3条2項は、物品との関係を離れた抽象的なモチーフとして日本国内又は外国において公然知られた形状、模様若しくは色彩又はこれらの結合（公然知られた形態）を基準として、それからその意匠の属する分野における通常の知識を有する者（当業者）が容易に創作することができた意匠でないことを登録要件としたものであり、上記公然知られた形態を基準として、当業者の立場から見た意匠の着想の新しきないし独創性を問題とするから（平成10年法律第51号による改正前の法3条2項につき、最高裁昭和49年3月19日第三小法廷判決・民集28巻2号308頁、最高裁昭和50年2月28日第二小法廷判決・裁判集民事114号287頁参照）、意匠の類似性と創作容易性とは判断主体や判断手法を全く異にしている。

したがって、原告の上記主張は、両者の違いを無視した独自の見解といわざるを得ないものであって、採用することができない。

(2) 原告は、本願分野の登録意匠について自ら作成した別掲4を用いるなどして、原告の挙げる7要素のうち少なくとも一つの「意匠が非類似になる意匠上の要素」があれば、形状のわずかな相違であっても創作非容易と認められるべき旨主張する。

しかしながら、まず、別掲4の多数の登録意匠のうち、出願人及び登録日を同じくする複数の意匠は、互いに部分意匠や関連意匠の関係にある可能性が高く、その場合は形状の差異がわずかであっても登録されているのは当然のことにすぎないから、原告の分析は、その前提に問題があるといわざるを得ない。

そして、既に述べたとおり、本願意匠は、引用意匠1の凹陷の数と位置を引用意匠2のそれに置き換えたのにすぎず、何ら意匠としての着想の新しさや独創性を認めることはできないのであるから、原告のいう登録済意匠の存在を考慮したとしても、本願意匠は創作容易であるとの結論が左右されるものではない。

したがって、原告の上記主張は採用することができない。

6. 結論

以上によれば、審決にこれを取り消すべき違法はなく、原告の請求は理由がない。

知的財産高等裁判所第3部 裁判長裁判官 鶴岡稔彦
裁判官 上田卓哉
裁判官 都野道紀

判決にまつわる検討

本件は、拒絶査定不服審判において、本願意匠が引用意匠1及び引用意匠2によって創作容易であるか否かが争われ、創作容易と判断された案件である。

引用意匠1は、原告が意匠権を有し、本願意匠出願前に公知となった登録意匠である。引

用意匠 2 は、引用意匠 1 の公報発行後の他人の登録意匠である。引用意匠 1 及び引用意匠 2 のいずれも「ホルダー付き歯科用ブロック」であり、本願意匠の出願時に既に公知意匠となっているものである。

本願意匠は、令和元年の意匠法改正施行前の出願であり、引用意匠 1 は本願意匠の出願人が権利を所有する登録意匠であって、本願意匠が仮に引用意匠 1 に類似していたとしても、引用意匠 1 が本願意匠の出願前に公知であれば拒絶され、関連意匠登録ができない時期の出願である。判決の別掲 4 には周辺に多数の登録意匠が存在し、「ホルダー付き歯科用ブロック」の類似範囲は狭いものであることが窺えるものである。

「本願部分は、引用意匠 1 のシャフト部及びフランジ部の凹陥の位置を、引用意匠 2 にみられるように左側面視 12 時、3 時、6 時の位置としたのにすぎないから」、創作容易とされたものである。本願意匠の略円柱状のシャフト部及びフランジ部の凹陥部は「左側面視 12 時、3 時、6 時の位置」の三箇所、引用意匠 1 のシャフト部及びフランジ部の凹陥部は、「左側面視 3 時と 9 時の位置」の二箇所であるが、本願意匠は、シャフト部及びフランジ部の凹陥部の位置以外、「フランジ部の右端近くまで切り欠いた略矩形状の凹陥」まで含めて引用意匠 1 の形態とほとんどそのままの形態といえるほど近いものである。

当業者であれば、公然知られた形態をほとんどそのままか、あるいは、ありふれた手法によって改変することは容易であると言われても仕方ないものと思われる。

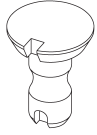
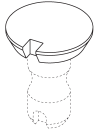
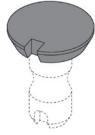
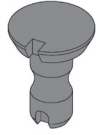
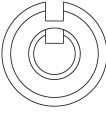
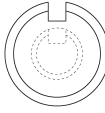
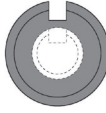
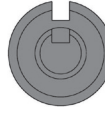
時系列は出願人の引用意匠 1 の出願と公開が一番早く、その公開後に引用意匠 2 が出願され、それが公開された後に本願意匠は出願されている。

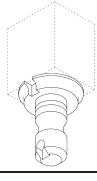
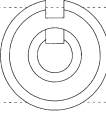
間に他人の公開された公知意匠が存在すれば、令和元年の意匠法改正施行後の出願であっても登録を受けることが難しいものであると思料する。令和元年の意匠法改正によって、同人の基礎意匠の出願後 10 年まで本意匠に類似している意匠が意匠群として登録可能となったものであるが、あくまでも同じ出願人の登録意匠に限られた範囲であって、他人の登録意匠や公知意匠、同じ出願人であっても拒絶された意匠の実施物等、登録意匠以外の公知意匠等は、拒絶の理由となってしまうものである。公開前になるべく早めにパリエーションの意匠出願をしておくことが必要であると考え。

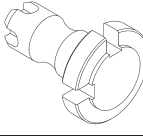
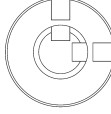
さらに、判決でも指摘しているように、意匠の創作容易性の判断は、「物品との関係を離れた抽象的なモチーフとして」「公然知られた形態を基準として」それから「当業者が容易に創作することができた意匠でないことを登録要件としたもの」であるから、「当業者の立場から見た意匠の着想の新しさないし独創性を問題とする」もので、モチーフの組み合わせや配置変更も考慮し、当業者の判断により行われるため、需要者の視点による類否判断とは異なるもので、部分的な改良や配置変更についても、当業者の視点による着想の新しさないし独創性が求められるものである。

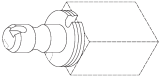
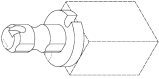
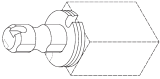
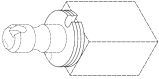
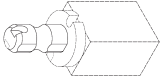
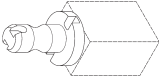
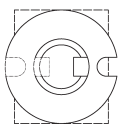
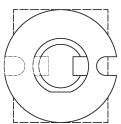
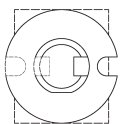
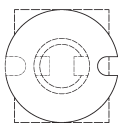
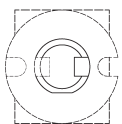
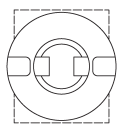
令和元年の意匠法改正によって、基礎意匠の出願後 10 年まで、関連意匠の登録が行えるものとはなったが、製品の発表や販売との関係で公知意匠の把握が難しくなり、出願戦略はより複雑になっているように思える。

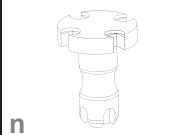
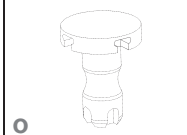
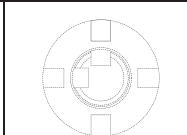
別掲4

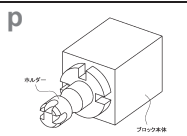
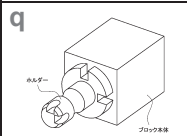
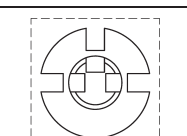
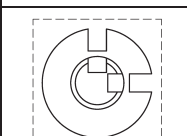
意匠に係る物品	歯科用マンドレル	歯科用マンドレル	歯科用マンドレル	歯科用マンドレル
登録番号	意匠登録1508435号	意匠登録1508436号	意匠登録1508635号	意匠登録1508636号
出願人	スリーエム イノベイティブ プロパティズ カンパニー	スリーエム イノベイティブ プロパティズ カンパニー	スリーエム イノベイティブ プロパティズ カンパニー	スリーエム イノベイティブ プロパティズ カンパニー
登録日	平成26年9月5日	平成26年9月5日	平成26年9月5日	平成26年9月5日
斜視図				
切り欠き形状が 分かる図				

意匠に係る物品	ホルダー付き 歯科用レジンブロック
登録番号	意匠登録第1517165号
出願人	クラレノリタケデンタル 株式会社
登録日	平成27年1月9日
斜視図	
切り欠き形状が 分かる図	

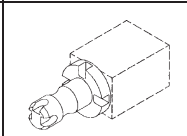
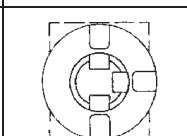
意匠に係る物品	歯科補綴物加工用治具
登録番号	意匠登録第1517958号
出願人	山本貴金属地金株式会社
登録日	平成27年1月23日
斜視図	
切り欠き形状が 分かる図	

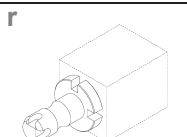
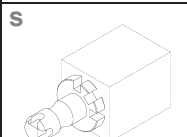
意匠に係る物品	ホルダー付き歯科用ブロック	ホルダー付き歯科用ブロック	ホルダー付き歯科用ブロック	ホルダー付き歯科用ブロック	ホルダー付き歯科用ブロック	ホルダー付き歯科用ブロック
登録番号	意匠登録1560394号	意匠登録1560395号	意匠登録1560396号	意匠登録1560397号	意匠登録1560398号	意匠登録1560482号
出願人	株式会社松風	株式会社松風	株式会社松風	株式会社松風	株式会社松風	株式会社松風
登録日	平成28年9月9日	平成28年9月9日	平成28年9月9日	平成28年9月9日	平成28年9月9日	平成28年9月9日
斜視図						
切り欠き形状が 分かる図						

意匠に係る物品	歯科用プランクホルダー	歯科用プランクホルダー	歯科用プランクホルダー
登録番号	意匠登録第1602493号	意匠登録第1602494号	意匠登録第1602495号
出願人	株式会社ジーシー	株式会社ジーシー	株式会社ジーシー
登録日	平成30年3月30日	平成30年3月30日	平成30年3月30日
斜視図			
切り欠き形状が分かる図			

意匠に係る物品	ホルダー付き歯科用ブロック	ホルダー付き歯科用ブロック
登録番号	意匠登録第1616677号	意匠登録第1616678号
出願人	株式会社クエスト	株式会社クエスト
登録日	平成30年10月5日	平成30年10月5日
斜視図		
切り欠き形状が分かる図		

本願意匠

意匠に係る物品	ホルダー付き歯科用ブロック
登録番号	
出願人	株式会社松屋
登録日	
斜視図	
切り欠き形状が分かる図	

意匠に係る物品	ホルダー付き歯科用ブロック	ホルダー付き歯科用ブロック
登録番号	意匠登録第1656242号	意匠登録第1654867号
出願人	デンケン・ハイドENTAL 株式会社	デンケン・ハイドENTAL 株式会社
登録日	令和2年3月11日	令和2年2月25日
斜視図		
切り欠き形状が分かる図	